

令和2年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 令和2年3月11日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和2年3月11日 午後1時07分 委員長宣告
4. 審 査 事 項
 1. 付託案件
 - 議案第19号 可児市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第20号 可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第21号 可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第28号 可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
 2. 出資法人の経営状況説明書について（報告）
 - (1) 一般財団法人 可児市公共施設振興公社
 3. 事前質疑
 - (1) 所得税等の申告期限の延長の影響について
 4. 報告事項
 - (1) 第2期総合戦略の策定について
 - (2) 公共施設個別施設計画の進捗状況について
 - (3) 令和2年度地方税制改正（市税関連）（案）について
 - (4) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領の一部改正について
 5. 協議事項
 - (1) 議会報告会について
 - (2) 高校生議会の意見書の取り扱いについて
 - (3) 行政視察について
5. 出席委員 （7名）

委 員 長 大 平 伸 二	副 委 員 長 勝 野 正 規
委 員 林 則 夫	委 員 山 根 一 男
委 員 天 羽 良 明	委 員 山 田 喜 弘
委 員 板 津 博 之	
6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

企画部長	牛江 宏	総務部長	田上 元一
企画部担当部長	坪内 豊	市長公室長	酒向 博英
観光経済部長	渡辺 達也	市民課長	若尾 真理
総合政策課長	肥田 光久	税務課長	長瀬 繁生
収納課長	山口 好成	管財検査課長	溝口 英人
農業委員会事務局長	鈴木 広行	監査委員事務局長	鈴木 賢司

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊左次 敏宏	議会総務課長	梅田 浩二
議会事務局 書記	山口 紀子	議会事務局 書記	林 桂太郎

○委員長（大平伸二君） ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日は御案内のとおり、傍聴の方は極力御遠慮ということでお願いしておきまして、傍聴の方もお見えになりません。それから報道機関の申込みもございませんので、これより議事に入りたいと思います。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して発言をお願いいたします。

それでは初めに、議案第19号 可児市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○監査委員事務局長（鈴木賢司君） それでは、議案第19号 可児市監査委員条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案配付資料1、議案書の11ページ、並びに配付資料6、提出議案説明書の1ページをお願いします。

当案件は、平成29年6月9日公布の地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）において、令和2年4月1日から施行するとされている地方自治法の改正部分により生じる地方自治法の条項ずれの影響箇所を改めるものです。

令和2年4月1日からは新たな条文が地方自治法第243条の2として追加され、現行の地方自治法「第243条の2」は、条項全てそのまま地方自治法「第243条の2の2」としてずれることになります。

条ずれする地方自治法第243条の2の2の各項条文自体に改正はありませんので、現行の引用条項である地方自治法「第243条の2第3項」を地方自治法「第243条の2の2第3項」に改めるだけのものであって、当該条例が意図する内容や取扱い等は現行のまま変わりません。

ちなみに、現行の地方自治法第243条の2、4月1日からは地方自治法第243条の2の2になりますが、これは職員の賠償責任について規定しているもので、そのうち第3項は監査委員が行う職務の一つとして市長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査、賠償責任の事実の有無、賠償責任の有無及び賠償額の決定をすることを規定しておるところでございます。

施行日は、改正地方自治法の施行期日同様、令和2年4月1日からになります。以上です。

○委員長（大平伸二君） これより議案第19号に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

[挙手する者なし]

質疑がございませんので、それでは質疑を終了させていただきます。

続いて討論を行います。

[「なし」の声あり]

発言がございませんので、それでは討論を終了させていただきます。

これより議案第19号 可児市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第19号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第20号 可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市長公室長（酒向博英君） 資料番号1、議案書の12ページ、資料番号6、提出議案説明書の1ページ、併せて総務企画委員会資料のナンバー1をお願いいたします。

改正趣旨は、会計年度任用職員制度への移行に伴い、非常勤職員の育児休業及び部分休業について定めるものです。

本年度まで、非常勤職員である期間業務職員の育児休業等については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、これは略して育児・介護休業法というふうと呼ばれております。この規定を適用しておりましたが、来年度から会計年度任用職員として一般職になるため、本条例に基づくこととなります。したがって、根拠となる規定が法律から条例に変わりますが、育児休業制度についての内容については変更ございません。

まず、第2条第3号ですが、第2条第3号で育児休業をすることができない職員として任期付短時間勤務職員を明記します。これまでも職員の修学部分休業や介護休業等に伴う代替として任期付短時間勤務職員の採用は行っておりませんし、現在のところその予定はありませんが、今回の改定に合わせて、将来に備えて改正するものでございます。

第2条第4号で、育児休業をすることができる非常勤職員の要件を明記します。

委員会資料1の1ページをお願いいたします。

この委員会資料につきましては、各条文を分かりやすく箇条書で示したものでございます。育児休業することができる非常勤職員は、資料のア、イ、ウのいずれかに該当する職員となります。

アとして、引き続き在職した期間が1年以上であること、子が1歳6か月に達する日を超えて引き続き在職することが見込まれること、勤務日の日数について規則で定める者ということで、この規則につきましては1週間の勤務日が3日以上、または1年間の勤務日が121日以上という勤務形態の者を予定しております。この3つの要件のいずれにも該当する場合としております。

イとして、子の1歳到達日以降も育児休業をしようとする非常勤職員で、1歳到達日にお

いて育児休業を取得しており、かつ市の規則で定める場合に該当する場合で、規則で定める要件を満たす者ということで、この規則につきましては資料の3ページを御覧ください。

3ページの上段の四角の中にその要件を記載しております。

保育所の入所を希望しているが入所できない場合、また配偶者が次のいずれかに該当した場合ということで、これが規則で定めようとする要件でございます。

ウとして、任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員で、任期の更新、または採用に伴い、引き続き育児休業をしようとする場合です。

資料1-2は、アの例として、育児休業が取得できるケースとできないケースを図で示しております。

Aは、3項目全てに該当しますので取得できます。取得できる例です。

Bは、在職期間が1年未満での育児休業取得となりますので、この場合は取得ができません。

Cは、育児休業の請求の時点で次年度の任用希望がないという場合についてはこれも取得できないと、こういう例を示しておるものでございます。

13ページ一番下の新第2条の3は、非常勤職員の育児休業の期限を場合に依じて、養育する子の1歳到達日、1歳2か月到達日、1歳6か月到達日とすることを規定します。

委員会資料の2ページをお願いします。

第1号で、第2号及び第3号の規定以外の場合は、子の出生の日から1歳到達日までとなります。

第2号で、子の1歳到達日以前に配偶者が育児休業している非常勤職員で、職員の育児休業の初日が子の1歳到達日の翌日後でない、かつ配偶者の育児休業期間の初日以降である場合は、子の出生の日から1歳2か月に達する日までの最長1年間ということになります。

第3号では、1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、子の1歳到達日の翌日から育児休業をしようとする非常勤職員で、本人、または配偶者が子の1歳到達日において育児休業している場合で、かつ子の1歳到達日後の期間において育児休業をすることが特に必要と認められる場合として市の規則で定める場合。この市の規則で定める場合は、先ほどの資料3ページのとおりでございます。こうした場合は、子の1歳到達日の翌日から1歳6か月到達日までとなります。

16ページの第2条の4は、新第2条の3の規定に関わらず非常勤職員が養育する子の2歳到達日まで育児休業をすることができる、いわゆる延長をすることができることを規定しております。

資料の2ページをお願いします。

真ん中の④のとおり、2歳到達日まで育児休業をすることができるのは、非常勤職員、または配偶者が1歳6か月到達日に育児休業している場合で、かつ1歳6か月到達日後の期間において育児休業をすることが特に必要と認められる場合として市の規則で定める場合に該当するということで、この市の規則につきましては先ほどから出ております3ページのとおり

でございます。

資料では、ただいま御説明した第2条の3第2号の例、それから第2条の3第3号及び第2条の4の例を図で示したものでございます。

17ページをお願いします。

第3条第7号、第8号は、非常勤職員が同一の子について再度育児休業をすることができる特別の事情について規定をしております。

資料の3ページをお願いします。

3ページの3ですが、3の非常勤職員が再度の育児休業をすることができる特別の事情として、1歳から1歳6か月までの育児休業をしようとする者、1歳6か月から2歳までの育児休業をしようとする者、任期の末日まで育児休業をしている職員で、任期の更新、または採用に伴い、引き続き育児休業をしようとする者の3つについて規定をします。

18ページをお願いします。

第18条第2号は、部分休業をすることができる非常勤職員の要件を明記します。

部分休業とは、育児休業を終了した後に子を養育するために1日の勤務時間の中の一部について勤務しないことを認める制度です。

資料の3ページをお願いします。

4の部分休業をすることができる非常勤職員は、特定職に引き続き在職した期間が1年以上である者で、かつ勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める非常勤職員に該当する場合です。

規則では、1週間の勤務日が3日以上、または1年間の勤務日が121日以上のもので、かつ1日の勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある者を予定しております。

第19条第3項は、非常勤職員に対するこの部分休業の承認の範囲について規定します。

資料の3ページの5の非常勤職員の部分休業の承認の範囲は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で最長2時間となり、部分休業と育児時間とを併用する場合は1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ2時間から育児時間等を減じた時間を超えない範囲、これが承認できる範囲となります。

この部分休業につきましては、第20条第2項で正職員と同じく1時間当たりの給与額を減額するというので、いわゆる無給ということになります。このことを規定します。

施行日は、令和2年4月1日となります。

説明は以上です。

○委員長（大平伸二君） これより議案第20号に対する質疑を行います。

質疑のある方、挙手をお願いいたします。

○副委員長（勝野正規君） 委員会資料の3ページの1枚目の四角で囲ってある市の規則で定める要件、これは十分理解しますが、この要件はどのように定められてこういう枠組みになったか教えてください。

○市長公室長（酒向博英君） 冒頭の説明のときに申し上げました、今回はいわゆる育児休業

法の規定をこの条例に落とし込むという条例の一部改正でございます。したがって、この市の規則で定める要件も、育児休業法の施行規則にある規定を市の条例施行規則に定めるということでございますので、国が定める要件と同一の要件を市の規則で定めるというものでございます。以上でございます。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございますか。

○委員（板津博之君） 現在の非常勤職員の人数を念のためお聞かせください。

○市長公室長（酒向博英君） 申し訳ございません、おおむね650名ということをお記憶しておりますが、650名くらいという、いろいろな勤務条件によって職員がおりますので、一桁台の数字までを御説明することはできませんが、今把握している数字はまた後で御説明させていただきます。

○委員（板津博之君） 愚問なんですけれども、男性職員、女性職員に関わらず、これは適用されるということよろしいですか。

○市長公室長（酒向博英君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、それでは質疑を終了させていただきます。

続いて討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

発言もございませんので、それでは討論を終了いたします。

これより議案第20号 可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第20号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第21号 可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市長公室長（酒向博英君） それでは議案書の20ページ、それから提出議案説明書の2ページをお願いいたします。

改正趣旨は、会計年度任用職員制度への移行に伴い、給料を支給する非常勤職員の補償基礎額を定めるものでございます。

なお、給料を支給されるのは、会計年度任用職員のうちフルタイム会計年度任用職員のみとなりますが、現在のところ、可児市におきましては全員がパートタイム会計年度任用職員でございます。フルタイム会計年度任用職員の雇用は予定しておりませんが、将来に備え

てこれも改正をしておくものでございます。

第5条で、第6号を追加します。

給料を支給される職員の補償基礎額を、地方公務員災害補償法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額とすることを規定いたします。

この補償基礎額とは、被災職員に支給する災害補償算定の基礎となる日額を指します。また、平均給与額とは、負傷、もしくは死亡の原因である事故の発生日、または診断によって疾病が確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去3か月にその職員に支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して出た金額のことを指します。

附則第3条第5項は、適切な表現にするための修正でございます。

施行期日は、令和2年4月1日です。

なお、経過措置として、改正後の第5条の規定は、条例の施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害、または通勤による災害に係る補償について適用することを規定します。以上です。

○委員長（大平伸二君） これより議案第21号に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もございませんので、それでは討論を終了いたします。

これより議案第21号 可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第21号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第28号 可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市民課長（若尾真理君） 総務企画委員会資料の2を御覧ください。

可児市印鑑条例の一部改正について、まず経緯についてお話しします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の公布を受けまして、総務省より令和元年11月19日付で印鑑登録証明事務処理要領の一部改正の通知が発出されました。令和元年12月14日付で施行されております。これに伴い、可児市印鑑条例の一部改正を令和2年3月議会に上程するものです。

主な改正内容としましては、条例第2条第2項第2号の印鑑の登録を受けることができない者の「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改め、第5条第2項及び第6条第6号の住民票への「記録」を、住民基本台帳施行令第7条に合わせ「記載」に改めるものです。

施行日は、公布の日となります。

補足としまして、具体的事例を御紹介します。

①としまして、成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合には、法定代理人が同行しており、かつ成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として申請を受け付けることとして差し支えないということになります。

また、事例として2つ目です。

既に印鑑の登録を受けている者が成年被後見人となったことを知った場合には、印鑑の登録を抹消した上で本人に抹消されたことを通知するとともに、再度印鑑の登録を受けるための手続について御案内するということとなります。以上です。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

これより議案第28号に対する質疑を行います。

質疑のある方、挙手をお願いいたします。

○委員（山田喜弘君） 1つ目は、印鑑登録ができるというので、成年被後見人じゃなくて、意思能力を有する者ということなので、それができるようになったということでまず確認の意味で、そういうことでよろしいですか。

○市民課長（若尾真理君） 成年被後見人の方も印鑑登録ができるということで、今おっしゃられたとおりでいいということですよ。

○委員（山田喜弘君） もう一つ、具体的に手続として受付ですけれども、法定代理人と本人が窓口に来るとのことだと思いますけれども、そのときに申請書に必要事項を記載するときに、記載できないものについて申請内容を口頭で説明できる場合も印鑑登録ができるということでもよろしかったでしょうか。

○市民課長（若尾真理君） 市民課では基本的に御本人の記名で意思表示を頂いておりますので、一応書けるという前提の下の申請ということで対応しております。

○委員（山田喜弘君） ちょっと他市の事例を紹介して申し訳ないんですけど、神奈川県秦野市なんかは口頭でできるということでも受付を可としておりますけれども、その辺の違いはどうですか。

○市民課長（若尾真理君） 一応、可児市においては、申請用紙に記名をしていただくということを原則としておりますので、それを今のところ踏襲しております。

○委員（山田喜弘君） そうすると、他の自治体で口頭で説明できて登録できても、可児市ではできないということでもよろしいですか。

○市民課長（若尾真理君） すみません、今までそういう事例がなかったものですから、今ここでお答えできないんですけれども、今後は障がいのある方とか、記載できない方たちに対しての対応というのが必要になってくると思いますので、条例ではなく具体的な事務レベル

での改革等を考えていく必要があるというふうには認識しております。

○委員（山田喜弘君） 今の事例は、議会での説明がこういうふうに秦野市はしていますので、一度確認していただいて、できるものなら口頭で、結局法定代理人が同行していますので、自分で字は書けなくても口頭で記載事項の内容が説明できれば受け付けるというような自治体もありますので、一度確認していただいて、対応を今後委員会等でも説明していただければと思います。

この件については以上です。

○総務部長（田上元一君） 他市の事例ということで御紹介いただきましたので、検討課題ということで庁内で検討いたしまして、次回の委員会等でまた説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

質疑もございませんので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論のある方。

〔「なし」の声あり〕

発言はございませんので、それでは討論を終了いたします。

これより議案第28号 可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第28号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時38分

再開 午後 1 時40分

○委員長（大平伸二君） それでは会議を再開いたします。

本来ですと、ここで本委員会所管の一般財団法人可児市公共施設振興公社より経営状況の

説明を受けることになっておりますが、新型コロナウイルスの関係で後日とすることが議会運営委員会で決定いたしましたので、御了承お願いいたします。

それでは、3番の事前質疑、所得税等の申告期限の延長の影響についてを議題といたします。

質問者の山田委員、質問事項の説明をよろしくお願いいたします。

○委員（山田喜弘君） では、質問をします。

新型コロナウイルス感染症対策として、国税庁は2月27日、令和元年分の所得税等の申告期限を4月16日まで延長すると発表しました。これに伴う令和2年度分の個人住民税等の課税事務についての影響と対応の説明を求めます。

○委員長（大平伸二君） 執行部に説明をお願いいたします。

○税務課長（長瀬繁生君） 資料番号は4番となりますので御覧ください。両面刷りで2枚となっております。

議員の皆様には3月6日付で申告の延長に関する文書を送付させていただいており、御存じの内容となりますが、再度御説明させていただきます。

お配りしました資料でございますように、2月27日付で総務省が自治体に対し申告期限の延長を要請し、それを受け、3月2日付で岐阜県が県民税及び個人の事業税の申告期限を4月16日まで延長いたしました。ついては、市では市民税の申告について、県民税同様4月16日まで受付を延長することといたしました。

また、所得税の申告につきましては、多治見税務署で3月17日以降も引き続き受付を行っております。なお、税務課窓口では作成済みの確定申告書の多治見税務署への取次ぎにつきましては、4月16日まで引き続き行います。

課税への影響についてですが、5月に発送の特別徴収、6月に発送の普通徴収の当初納税通知書を令和2年度も例年どおり行うため、3月17日以降に申告された方につきましては申告内容を反映できない場合がございますが、2期以降で税額変更の処理を行いますので、例年よりは2期以降の変更が増える程度で影響はそれほどないと考えています。

特に新しい業務は発生をしないということで、御理解いただきたいと思います。以上です。

○委員（山田喜弘君） どのくらい、3月17日から4月16までにされる方がいるのか分かりますけれども、そうすると市民税としては3月17日から4月16日の分は具体的にどういふふうに課税がなっていくんですかね。

○税務課長（長瀬繁生君） 当初課税の準備を3月下旬から行っていくんですけれども、当初課税に間に合うものについては、これはデータを岐阜県市町村行政情報センターのほうへ送りますので、それに間に合うものについては例年どおりお送りすると。それに間に合わないものも当然出てきますので、それについては2期以降随時異動をかけたまま課税をするという形になります。

その件数につきましては、現在、申告の状況が2月はかなり例年よりも多い状況でした。先週から若干減ってはおりますけれども、今でも250人から300人は毎日来ておみえですので、

この影響が3月17日以降どれだけ出るかというのは定かではございませんけれども、市民税の申告については、特に年金受給者で所得税を引かれていないような方になりますので、そんなに多くはないのではないかなというふうに思っておりますけれども、ちょっとこの数字を今どれだけということははっきり申し上げられない状況です。以上です。

○委員（山田喜弘君） ごめんなさいね。その普通徴収の場合に何か所得税の申告が個人事業主とか、例えば、ぎりぎりに4月16日にした人たちは具体的に、普通徴収はどういうふうな課税になっていくんですか。

○税務課長（長瀬繁生君） 基本的に、申告をされるまでは今ある状態ですので、例えば年金だけの方、事業主の方、当然、今ある基本的なデータで課税をされますけど、それがいない場合はそれが出てきた段階で2期以降で処理という形になります。

○委員（山田喜弘君） 1期目は課税されなくて、3回で調整するということですか。

○税務課長（長瀬繁生君） 基本的にはそうなると思っております。

○委員（山田喜弘君） もう一つ、これは国民健康保険が関係するけど、国民健康保険へ送るデータとしてはどうなっていますか。

○税務課長（長瀬繁生君） これを行うに対して、例えば1期の納付期限をずらしたらどうやという話もありましたけれども、ずらすことによって国民健康保険税とか今の保育料とか、いろんなところに影響が来るものですから、基本的に納付期限は1期は5月と6月ということで変えないということで決めております。それによる所得も当然変わってきますので、市民税の変更になれば国民健康保険税とか保育料のほうもそれに基づいて随時異動をかけた段階で変更という形になってこようかと思っております。以上です。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続いて、報告事項(1) 第2期総合戦略の策定についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（肥田光久君） それでは、よろしくお願いたします。

第2期可児市総合戦略の策定につきましては、12月のこの総務企画委員会でも説明をさせていただいております。若干、重複する部分もありますけれども、改めて説明をさせていただきます。

お手元の資料5のほうを御覧いただきたいと思いますが、総合戦略につきましては、平成27年にスタートをいたしまして、計画期間5年ということでスタートをしております。今年度末でその戦略が終わるため、国が引き続き取り組むということで第2期の総合戦略を12月に策定をしております。

地方におきましては、引き続き国の戦略を勘案して切れ目のない取組をなさいたいということが求められておまして、こうした状況を踏まえ、本市においてもさらに取組を継続するため、昨年12月に示されました国の戦略を勘案して第2期の本市の総合戦略を策定するとい

うものがございます。

今申し上げましたように、国の策定した総合戦略を勘案して策定するということが、それから策定に当たりましては非常にプロセスが重視されておまして、市民ですとか外部有識者等を含めた多様な主体の参画を得て策定ということが求められまして、検討には一定の期間を要するというので、第2期の戦略を策定する予定の令和2年9月まで現在の戦略を延長したいというふうに考えております。

併せて資料の7を御覧いただきたいと思いますが、これは現在の戦略の抜き出しでございますけれども、(2)として総合戦略の対象期間が延長ということで、ここでもともと平成27年度から平成31年度までの5年間としておつたと、それを第2期の総合戦略の策定をするということを受けまして、現行総合戦略の対象期間を令和2年9月まで延長するということを明記いたしまして、9月までの延長を行っていききたいというふうに考えております。

それから、資料5に戻っていただきまして、次期総合戦略の概要ですが、これも御説明しておりますけれども、基本的には国の総合戦略を勘案すると、それから本市の市政経営計画の指針となります市政経営計画に基づいて地方創生に関する施策についてまとめていくものになるというものでございます。

対象期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間。ただし、今申し上げましたように現行総合戦略を延長いたしますので、2期の総合戦略について、令和2年10月のスタートになるということになります。

それから、基本方針、基本目標については、基本的には現行総合戦略の基本方針、基本目標を継続してまいります。必要な内容等については追記をしていくということ、それから数値目標等についても必要な見直しを行うということを考えております。

それから、国が今回、2期の総合戦略を策定するに当たりまして新たな視点ということで、(4)ですけれども、横断的な目標というのを示してきております。

資料の6のほうを御覧いただきたいと思います。

A4横向きの資料でございますが、これが国が示しております第2期総合戦略の政策体系でございますので、一番左端に目指すべき将来像を掲げまして、それに向けて基本目標、施策の方向性というふうに整理をしておりますが、一番右端のところには横断的な目標ということで、これら4つの基本目標を横串で貫くように新しい考え方を示してきております。

1つは、多様な人材の活躍を推進するというものでございまして、多様な人々の活躍による地方創生の推進、誰もが活躍する地域社会の推進ということを掲げております。こういった視点を受けまして、本市といたしまして現時点で想定される関連した内容としましては、本市では多文化共生の関連施策というのが考えられるであろうというふうに今考えております。

それから裏面に移っていただきまして、もう一つの横断的な視点ということで、新しい時代の流れを力にするというものを言ってきております。

地域におけるソサエティー5.0の推進、地方創生、SDGsの実現などの持続可能なまち

づくりということで、未来技術を活用した地域課題の解決というような部分で上げてきておりますけれども、現時点で本市において想定される関連施策といたしましては、学校教育におけるICTの環境整備というものがあるというふうに今現状では考えております。

新しい視点ということで、今後各課とも調整を進めるわけですが、またその中でこういった新しい視点に基づく取組というものは考えていきたいというふうに思っておりますが、現状ではこういうふうに今整理をしておるところでございます。

それから、現行総合戦略における課題、検証内容の反映ということで、毎年総務企画委員会、議会のほうにも報告をさせていただいておりますけれども、現在の総合戦略を策定してからより効果的な施策となりますよう、毎年度効果検証を実施しまして必要な見直しを行ってきております。そのため、大きな枠組みや方向性についての修正はないというふうに考えておりますが、次期総合戦略を推進するに当たっての課題や改善点についてはしっかりと各課とも話をして反映させていきたいというふうに考えております。

それから、市政経営計画との整合性としておりますけれども、これは市政経営計画については何度も御説明をさせていただいておりますけれども、市政運営の指針として位置づけておまして、当然、総合戦略につきましてもこの考え方を踏襲いたしまして市政経営計画に位置づけられた事業のうち、特に地方創生に関する施策について整理をしてまとめていこうというふうに考えております。

策定体制についても御承知のとおりですが、市内の推進委員会、それから外部有識者で構成されましたまち・ひと・しごと創生推進会議での評価、意見を踏まえて策定をしていくというふうにしております。

スケジュールについてはこちらに記載のとおりでございますが、今年の10月に最終的なものを公表してまいりたいというふうに考えております。

それでは、策定については以上のとおりでございますが、続きまして、資料の8のほうを御覧いただきたいと思っております。

こちらが、可児市人口ビジョン改訂についてとさせていただきます。

人口ビジョンにつきましては、この第1期、現在の総合戦略計画を策定するに当たりまして、地方創生の実現に向けてより効果的な施策を考えていく上で重要な基礎となる資料として策定をしておまして、国がまず平成26年にまち・ひと・しごと創生長期ビジョンということで国がその人口ビジョンを示しております。それを受けまして岐阜県版の人口ビジョンがございまして、それらを勘案して可児市も平成27年に人口ビジョンを策定しております。

国が今回第2期の総合戦略を策定するに当たりまして、このまち・ひと・しごと創生長期ビジョンの見直しを行いました。それを受けまして、本市も人口ビジョンの改訂を行うというものでございますが、基本的に国の考え方、人口の将来推計、人口ビジョンの考え方については国は大きな変更を行っておりませんので、本市もその考え方を引き継ぐということになりますが、この中で特に平成27年に実施しました国勢調査の結果、実数が出ておりますので、その結果を反映させて見直すというものになります。

1つ目、国内人口の推移と長期的な見通しとございますけれども、国の推計によりますと2060年の総人口は9,284万人まで落ち込むと推計をしておると。これに対して、合計特殊出生率が仮に2030年に1.8程度、2040年に人口置換水準の2.07まで回復すると、2060年の総人口は1億人程度となり、長期的には9,000万人程度で定常状態になることが見込まれているということで、こちらにグラフがございます。合計特殊出生率が今私が申し上げたようになった場合に、この赤の実線のように人口が推移していくというビジョンを立てております。

これらを受けまして、可児市の人口ビジョンの改訂も同様に、出生率がこのようになった場合というのを受けて人口ビジョンの改訂を行っているというものでございまして、これらを受けて総合戦略の策定につなげていくというものでございます。

裏面に移りまして、3ページを御覧いただけますでしょうか。

人口の現状のところでございます。

本市の人口はずうっと転入人口により人口が伸びておったんですけども、平成22年の国勢調査では9万7,436人と減少したんですけども、平成27年には9万8,695人と平成22年に比べて約1,200人の増加となっているというものでございます。

このまま推移をすると、今後の見通しでございますけれども、本市の推計では令和22年の総人口は9万1,581人と推計をされます。この傾向のまま推移しますと、令和42年には7万8,418人まで減少するということが予測されておるということになります。このままでは地域活力の低下につながるということでございまして、先ほど私が申し上げましたように、自然減ですとか社会減の対策を実施した場合、人口の将来展望として整理をしております。

まずは自然減対策による出生率の向上ということで、令和12年に1.8、令和22年に2.07と設定をするということ。

それから、社会減対策に対する転入促進と転出抑制ということで、現在の人口移動が令和22年までに均衡状態になるように設定するというものでございます。

米印のところに書きましたけれども、平成27年以降の社会増というのは外国籍の転入によるものでございまして、こういったものについては国の政策ですとか諸外国の経済・社会状況の影響によって大きく変動するというので、移動の仮定につきましては現在転出超過傾向の日本人の転入促進と転出抑制により、これが均衡状態になるというふうに設定した上でビジョンの策定をしております。

それで、目標人口といたしましては、住民基本台帳ベースで令和7年には人口をおおむね10万人を維持しまして、令和42年における人口をおおむね8万6,000人を維持していくということ目標として掲げております。

1枚はねていただきまして、4ページの一番上の人口展望の図でございますが、これは青線のグラフが国勢調査の実績値でございます。そこから推計値、赤の線で将来展望を示しておりますけれども、今申し上げた形での数値ですとこういった滑らかな下降線を描くということでございます。

この同じ4ページの一番下の表、人口推計結果（将来展望）というのがございますけれども

も、これが今私が申し上げました仮定に基づいて出した総人口でございます。

2060年のところを見ていただきますと、8万3,996人になるというものでございます。それで5ページのほうへ移っていただいて、真ん中の表ですね。当初ビジョンでの将来展望人口がでございます。こちらは2060年のところで7万7,250人ということで、5年前に策定した人口ビジョンのこれが数値でございまして、差引きが下の表でございます。当初ビジョンとの比較という表でございますが、2060年のところで6,746人ということで、平成27年度の国勢調査の結果を踏まえて推計し直しますと6,746人、若干上振れをしておるという結果になります。

これを住民基本台帳ベースで人口を置き換えますと、4ページの真ん中に戻っていただきまして、真ん中の四角で囲ったところがございまして、平成27年の国勢調査人口が9万8,695人、そのときの住民基本台帳人口は10万960人ということで、国勢調査人口との差が2,265人、比率でいくと1.02になるということで、令和42年の国勢調査ベースの推計人口を1.02で計算いたしますと、住民基本台帳ベースの人口というのは約8万6,000人になるということで、令和42年（2060年）における本市の人口を8万6,000人程度の人口を維持することを目指すということを本市の人口ビジョンとして今考えているところでございます。

最後のページを見ていただきますと、当初ビジョンとの比較ということでグラフがございまして、一番上の黒の太い実線が今回の推計で、その下、薄い灰色の実線が前回の推計ということでございまして、国勢調査の結果を受けて見直しをしたところ、こういった若干上振れの推計になるというものでございます。

今申し上げましたのが本市の人口ビジョンの改訂についての案、考え方でございまして、総合戦略とセットとして策定を進めまして、この10月に公表してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（大平伸二君） それでは、この件に関して御質問、御質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

質疑も発言もないようですので、この件は終了してもよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、この件に関しては終了させていただきます。

次に、報告事項(2) 公共施設個別施設計画の進捗状況についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（肥田光久君） 公共施設個別施設計画の策定につきましては、昨年の6月のこの総務企画委員会で着手について御説明をさせていただきました。

今回、資料を特に用意はしてございませんけれども、その進捗状況について御報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

まず、昨年6月にこちらで着手しましたということで概要をお話しさせていただきましたけれども、その後、市内の公共施設について一棟一棟、その劣化状況について全施設の現地調査の実施を行いました。その調査結果を受けまして、秋口から劣化状況の判定を行って

ます。どのぐらいの傷みであったのかというものをランクづけしまして、今判定を行っているということでございまして、この判定が終了した施設から、各施設を所管する課へ状況を戻しまして、各課のほうで処理も見据えて個別施設計画の作成を進めていただいておりますという状況でございまして、現時点でできたという施設はまだございませんけれども、部署によっては一定程度進んでおるといふ状況でございます。

特に、例えば文部科学省が所管します学校施設等につきましては、所管省庁のほうから策定についてのガイドラインも示されておりました、そういったものを踏まえて各施設を所管課が現在作成中であるというものでございます。

これもお話ししましたけれども、令和2年度中に全施設の個別施設計画の策定を完了するというふうにしておりまして、また完成できましたら御報告をさせていただければと考えております。

現在の取組状況としては以上のとおりでございます。

○委員長（大平伸二君） 質疑はございますか。

○委員（板津博之君） まだ作成中ということなので、なかなかその担当課ごとで中身は違ってくるのかもしれませんが、大体どんなもの、いわゆるファシリティーマネジメント（FM）的な考え方の中身になるのか、どういったものが出来上がってくるのか、概要でいいんですけども教えていただけますでしょうか。

○総合政策課長（肥田光久君） 今回、現地調査を踏まえて見ました劣化状況の判定、それから今までの改修履歴を踏まえて、その施設の今後10年間の改修等に係る費用等を算定いたしまして、財政負担の平準化を図りながらそれぞれの改修時期等を位置づけていくというように今考えているところでございます。

○委員（板津博之君） それができる後の話なんです、いわゆるファシリティーマネジメント、施設白書なりにまたそれを落とし込んでというような形になっていくのか、現行のものは資料としてはそのままになっていくということなのか、その活用の仕方はどういふふうになっていくのかというのは分かりますでしょうか。

○委員長（大平伸二君） 総合政策課長よろしいですか。

○総合政策課長（肥田光久君） 施設白書とか、現在の公共施設等の管理計画、こういったものの改定作業に移っていくというふうにご検討しております。

○企画部長（牛江 宏君） 基本的にはファシリティーマネジメントの基本計画があつてアクションプランまでつくったんですけど、それとは別に個別のちゃんとした計画をつくっていきなさいよという国の指針に基づいて今つくっていますので、必要に応じて今課長が申し上げましたように、そちらに反映して見直していくというのは、これは当然のサイクルなんですけど、じゃあ、そこに位置づけたからといって、これはちょっとうちの総合政策課じゃなくて財政の話として、その個別施設計画の中身に従って、全部財政的に対応できるかというのは別になりますので、その辺りについては個別施設計画の中で平準化を図るといふものの、毎年度の予算にそれがびたつとはまって改修ができるかどうかという、そこまで行けるかど

うかというのはかなり難しいんじゃないかという見込みは多分財政サイドが持っていると思いますので、その辺だけ御了解いただきたいと思います。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

質疑も発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続きまして、報告事項(3) 令和2年度地方税制改正（市税関連）（案）についてを議題とします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○税務課長（長瀬繁生君） 資料番号は10番になります。御覧ください。両面刷りのものになります。

令和2年度地方税制改正案のうち、市税に関する部分について御説明をさせていただきます。

これらの改正内容につきましては、地方税法の関連法案が通った後に条例改正を行うものについて、内容により3月31日付専決処分させていただくものと、6月議会に報告させていただくものと、6月議会に議案として上程させていただくものとに分かれております。

今回は、簡単に説明のみさせていただきます。

それでは順に説明をいたします。

初めに、1番の個人市民税に関する項目でございます。

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦と寡夫の控除の見直しでございます。

全てのひとり親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無、男性、女性それぞれのひとり親の不公平を解消するものです。

内容につきましては、記載のとおりとなります。

なお、適用は令和3年度以降となります。

次に、2の固定資産税・都市計画税に関する項目です。

所有者不明土地に係る固定資産税の課題への対応でございます。

固定資産税の課税上の課題となっています所有者不明土地等に係る固定資産税への対応として、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保をするものでございます。

1つ目は、現に所有している者の申告の制度化です。

所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間、現に所有している者に対して、市町村の条例によるものでございますけれども、氏名・住所などの必要な事項を申告させることができるというものでございます。

2つ目は、所有者を使用者とみなす制度の拡大です。

住民票や戸籍の調査を行っても所有者が一人も明らかにならない場合に、事前に使用者に通知した上で、現に使用する者を所有者とみなして固定資産税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとするものです。

適用は、令和3年以降の固定資産税についてとなります。

3の地方法人所得課税です。

地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の拡充についてです。

地方への資金の流れを高めるため、現在の3割となっております税額控除の割合を6割に引き上げるものでございます。

こちらは適用期限を5年延長し、令和7年3月31日までとするものでございます。

裏のほうをお願いします。

4のたばこ税についてです。

軽量の葉巻たばこの課税方式を見直すものです。

葉巻たばこ、これは1本当たりの重量が1グラム未満のものについてですが、たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算するものです。

こちらは、令和2年10月に一旦0.7グラム未満のものを0.7本とし、そして令和3年10月に1グラム未満について1.0本にするというものでございます。

適用は、令和2年10月1日と、令和3年10月以降となります。

5の地方譲与税についてです。

森林環境譲与税の見直しに関するものです。

森林環境譲与税の額を前倒しで増額することで森林整備を推進するものでございます。

次に、6の主な税負担軽減措置についてです。

この措置は2年間の時限措置となりますが、ローカル5G無線局の許可を受けた者が新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を3年間、2分の1とするものでございます。

この特例措置を令和4年3月31日までとします。

次に、2項目めの新築住宅と、3項目めの新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置を2年間延長するものです。

これは、現在も行っている減額措置を2年間延長するものでございます。

いずれにしましても、6月議会で条例改正をお願いしますので、再度説明をさせていただきますので御了承ください。以上でございます。

○委員長（大平伸二君） この件に関して、質疑がございましたら挙手をもって発言をしてください。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、報告事項(4) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領の一部改正についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○管財検査課長（溝口英人君） それでは、報告させていただきます。

今回は要領の一部改正でございます。

改正内容としましては、建設工事の競争入札におきまして、低入札価格調査基準価格及び

最低制限価格の範囲を現行、今0.7から0.9を使ってありますが、さらに0.75から0.92に改正させていただくものでございます。

改正理由につきましては、公共工事のダンピング対策として、現行でもう既に実施されておりますけれども、落札基準価格を引き上げるによりさらなる徹底を図るものというものでございます。

背景としましては、国に関しましては既に本年度の4月から実施しておりますし、岐阜県に至りましては本年度6月1日より実施済みでございます。県や国に準じてこの改正を行うものでございます。

本市としましてはこの春、4月1日から予定をしているところでございます。以上でございます。

○委員長（大平伸二君） この件に関して質疑はございますか。

○委員（山田喜弘君） これを引き上げたときの影響というのはどのような予想をしているのでしょうか。

○管財検査課長（溝口英人君） 実際、今、最大0.9の場合に、年に1件から2件ぐらいそれを下回る入札があるときがございます。ただ、その場合はやはりしっかり業者さんとのヒアリングをして、最終的には業者の要するに体力、実際に施工ができるか、ダンピングしたのにちゃんとできますかということを確認した上で、庁内でも業者選定委員会にかけまして、大丈夫でしょうという判断の下に契約を結んでいるところでございます。

実際にダンピングをすることによって品質が落ちてしまうという懸念がございますが、それをちゃんと担保できるかというところを確認した上で実施しておるところでございますが、今回、最大0.92に上げたことによってどれほど案件が出るかといいますと、それほど影響は出ないと考えております。やはりそれを目指して業者さんのほうが入札に参加してこられるということで、認識の上に競争入札に参加されると思われまので、影響はないというふうに思っております。以上です。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございますか。

[挙手する者なし]

質疑もございませんので、この件に関しては終了といたします。よろしく申し上げます。

ここで、市民課長より発言を求められておりますので、これを許します。

○市民課長（若尾真理君） 先ほど、山田委員から御質問がありました字が書けない人への対応について、すみません、先ほどのお伝えしたことに若干違いがありましたので、再度説明させていただきます。

今現在、印鑑登録については市民課の窓口で字を書くことができない人への対応といたしまして、窓口で本人確認、印鑑登録の意思確認ができれば必要事項については職員が代筆して個別対応をしているという状況であります。登録証をお受け取りになるときに受け取りサインを書いていただくことになっておりますが、そこには署名不可として窓口のほうで処理をしておりまして、本人へ登録証をお渡ししているということです。

ホームページ等へは公開しておりませんが、それぞれ個別対応をさせていただいておりますので、若干先ほどの説明と食い違いがありましたので、訂正させていただいて報告させていただきます。以上です。

○委員（山田喜弘君） 今回の改正に合わせてそれを適用するというものでいいでしょうか。

○市民課長（若尾真理君） はい、今回の改正についても同じように適用します。お願いします。

○委員（山田喜弘君） 今、ホームページにはこういう細かいことは載せていないということですが、来庁者の利便性とか、こういう実態でもできますよということの御案内はどうしますか。

○市民課長（若尾真理君） 来庁された方には個別に説明はしておりますが、ホームページのほうにもそういう記載、PRという形で表示していきたいと思っております。

○委員（山田喜弘君） そうしていただければ。もともと成年被後見人、人権が尊重され不当に差別されないということで法律が改正されているので、そのことを十分に配慮していただきたいということを伝えておきます。

○委員長（大平伸二君） この件に関して、ほかに御意見ありますか。

〔挙手する者なし〕

ございませんので、この件に関して終了といたします。

続きまして、市長公室長からも発言を求められておりますので許します。

○市長公室長（酒向博英君） 先ほど、板津委員の御質問でお答えできなかった非常勤職員の人数でございますが、令和2年4月1日の予定人数が530名です。

それで、先ほど私650名と申し上げましたが、これは確認しましたところ、年間の短期雇用も含めた延べの登録人数ですので、一応、登録者数の年間を通じた延べ人数でございますと、530人ということをお願いいたします。

○委員長（大平伸二君） 何か御発言はありますか。

○委員（板津博之君） 議事録のほうは、そのようにお願いいたします。

○委員長（大平伸二君） 発言もないようですので、この件も終了したいと思います。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時49分

○委員長（大平伸二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

協議事項1、議会報告会についてを議題といたします。

例年春に開催している議会報告会について、今年度は皆さんも御承知のように各常任委員会単位で開催することになりました。

総務企画委員会のテーマは先般もお話ししたように防災についてという内容で、これは歴代の協議事項で来ております、防災についてという内容で開催する予定でございます。

お手元の資料で御確認をいただきたいと思います。

開催場所は福祉センター2階会議室、日には5月16日午後2時から仮押さえをさせていただきます。

この常任委員会の単位でやるということで、総務企画委員会のテーマと、それから対象者等について、それと備考のところにも書いてございますが、何か御意見がございましたらお伺いしたいと思います。以上です。

ごめんなさい、説明したほうがいいですね。

まず、当委員会の議会報告会は先ほど申しましたように5月16日土曜日、時間は14時から1時間半程度の15時30分まで。

集合時間は13時としまして、福祉センター2階会議室。

テーマは防災についてということで、これはサブテーマとして自助と共助についてをグループワークしていただくかなと思っております。

対象者は、自治連合会、消防団の部長クラスと役員の方々、それから各地区で自主防災組織がある方々、あと一般募集という形で御案内しようかなと思っております。

ちょっと備考のほうにも書いてありますように、要支援者・弱者の安否確認の取組をしてみえる自治会がございまして、その事例発表を頂いてグループワークに入りたいと思っております。一番最初に取り組みましたのは桜ヶ丘ハイツ自治連合会の方が黄色い旗の安否確認ということで取り組まれていまして、今年度かな、広見のほうもやってみえる、瀬田のほうもやってみえるのか、何か3か所ぐらい始められたようで、その事例発表を頂いて、各自治連合会の中でこういう事例がありますよということで、自助と共助についてグループワークをしていただくかなというのが今の考え方でございます。

それで、もう一点は防災安全課より、新年度、地域防災力向上事業補助金の件で、説明には回っていただいているようなんですけど、少しまた丁寧な説明をしていただいた上でということでも考えております。これも、防災安全課のほうには皆さんがそれでよいと言っただけならば、一応仮アポイントメントは取っております。こんな形で進めたいと思っておりますが、皆さんの御意見、この辺はどうかという御意見を頂ければと思っておりますので、よろしく願います。

○副委員長（勝野正規君） 議会だよりを使った冒頭の説明はやるんですか、やらないか。

○委員長（大平伸二君） やらないです。

ほかに。

○委員（山根一男君） いいとは思いますが、何かこの題だけでは何を話し合っているか全然分からないし、もうちょっと詳しいものが、公募するにしても出るんでしょうか。

要するに、今は、発災時の自助と共助はどういう状況……、また議会報告会でやるからにはそこからまた様々な意見とか要望とかが出てくるような形にしないと。防災のいろんな催物の中ではしょっちゅうグループワークみたいなのをやっていますんで、議会報告会ならではというような展開の仕方を持っていかないと、ただ委員会でこれをやるだけという話にな

ってしまうと思うんですけど、告知の方法と、まだ先なので今すぐということはないんですけども、ちょっと工夫が必要だと、あと絞り込みですよ、防災ってあまりにも広いのでその中のどこについて、結果的にはいろんな意見が出てきてもいいと思うんですけども、グループワークするときの話合いとしてはある程度絞ったほうがいいと思うんですけど。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。今、その話をしてくださいというお話で、一応、こういうテーマで計画しましたので御協力をということで、ぜひ山根委員のほうからも、絞り込みということであれば御提案いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

○議会事務局長（伊左次敏宏君） 防災安全課の新たな取組というのはどういったものでしょう。

○委員長（大平伸二君） 先ほども説明したんですけど、地域防災力向上のところで補助金制度の仕組みを各自治連合会単位には説明に行ってみえるんだけど、なかなかまだ理解されていないというところで、冒頭に少し公助の部分で説明をお願いして、理解した上でグループ討議に入っていただくという取組なんだけど、もしそれがなしでもいいよということであればやめてもいいし、それは皆さんで御協議を願ひたいと思っておりますので、そういうことです。

○委員（山根一男君） それは公助だとすれば、このテーマから外れるということになりますね。

自助と共助についてを主に話し合うのでしょうか、どうなんですか。

○委員長（大平伸二君） 大体、この自助、共助、公助というのがセットでありまして、公助の説明だけをしていただく。それで、自助と共助でテーマを持って、自分たちは何ができるかということで書きましたので、別にそれがどうのこうのという話ではございません。ただ、公助の部分はこういうことを今新たにやっていたいておりますという紹介になると思ひますけれども。

○議会事務局長（伊左次敏宏君） 議会報告会なので、防災安全課が来て補助金の制度を変えましたという説明をするよりは、市の防災事業について、やっぱり議員のほうから説明をされたほうがいいんじゃないかと私と思ひますけれども。

○委員長（大平伸二君） そういう御意見も議会事務局長から出ましたが、また皆さんでこれも決めていただければ結構かなと思っておりますので、今この時点でテーマ、それから備考に書いてあることについてはまだまだ協議の余地があると思ひますので、林君、もしくは事務局のほうにもしいい御提案がありましたら出していただければいいのかな、まだ。今ここで決めたほうがいいのかな。

○副委員長（勝野正規君） いろいろあるんだけど、これ、まず委員長がたたき台をつくっていただいたんで、たたき台がないと前へ進まないんで。ここでもうちょっと皆さんから意見を頂いて、こういうものをテーマにする、こういうやり方をする云々というのを決めていか

ないと前へ進んでいかないと思いますので、ここで私は決めたほうがいいと思います。時間がかかろうが。

○委員長（大平伸二君） 副委員長、ありがとうございます。

なら、ここで何とか煮詰めたいと思いますので、板津委員、よろしくをお願いします。

○委員（板津博之君） 確かにテーマを絞ったほうがいいというのはそのとおりだと思います。今回、要支援者・弱者の安否確認の取組の事例発表、その桜ヶ丘なりにやっていただいているところで発表していただくと。

当日、会場にどういったメンバーの方が来られるかは分かりませんが、今まで過去の議会報告会でも防災をテーマでやった際には、やはりほかの自治会でどのような、例えば災害防災訓練をやっているかとか、ないしは弱者の安否確認の仕方だとかそういったことが話に出てくるので、今回、そこにスポットを当ててやったほうがいいとは思っています。

それで、その防災安全課の説明については、このテーマでいくと例えば今要支援者の方なりその土砂災害警戒区域にお住まいの方とかにはオートコールサービスということはもう既にやっておりますし、公助の部分については我々議員でも説明はつくと思いますので、公助としては今こういうことを市のほうはやっていますよと、消防団がもし来た際には防災無線による火災放送は中止しましたが、現行は今オートコールサービスというのを消防団員もそれで参集できるような体制は取っていますだとかいう話をすると、もしかしたらあれがなくなったのはやっぱり駄目だったんじゃないかという意見も出てくるでしょうけれども、いずれにしても、テーマとしてはやはりその自助・共助、もっと言えば「近助」というところまで含めて、参加された方とグループワークの中で話をするというふうで絞ってやっていけばいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○委員長（大平伸二君） ほかに、皆さん言っていたいて、何とかまとめたいのでよろしくをお願いします。

○委員（天羽良明君） 私も、防災訓練をどういうふうにはほかはやっているんだろうかというのは大変地域でもよく防災訓練前に出る話ですので、そういったところで議員としてもある程度の事例を把握したり、この地域防災力向上事業についても、今予算でこういう議論があったとか、そういったことも含めて、いろいろ知識を身につけて説明ができればなというふうに思います。

○委員長（大平伸二君） ほかに、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

まず、今御意見いただきました山根委員、それから板津委員から御提案いただきましたテーマについて、やはり絞り込んで自助と共助、板津委員は「近助」も入れてもいいんじゃないかということで、それで絞り込んで防災について討議をいただくということで進めたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員（山根一男君） このままテーマにして、例えばどこかに出しても、何というか、ぴんと来ないといえますか、これでどれだけの人が来るかなという話なんですけれども、発災直

後のことを扱っているのか、自助となるともう起きる前からいろんな準備のことまで入ってくるのか、何かテーマとして弱いような気がするんですけども、自助と共助。

○委員（板津博之君） 発災後のことはなかなか難しいと思いますので、ふだん市民ができることという意味合いにおいては平時からやれること、できることというようなテーマで、以前もこれはやったことがあると思うんですけども、そういうテーマでやったほうがいいんじゃないかなと思います。

もちろん、安否確認というのは防災訓練などで桜ヶ丘の場合はやられていると思いますので、それも平時の訓練という意味合いにおいてやっていますので、発災前、いわゆる平常時にできることということでやればいいんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（大平伸二君） 山根委員、何か御提案があれば。

○委員（山根一男君） まだそのほうが身近な感じがします。

○委員長（大平伸二君） いやいや、山根委員の発災後か発災前か分かりにくいと言われたんで、山根委員の意見をお聞きしているんです。

○委員（山根一男君） 今の自助と共助ってどういうときの自助と共助を言っているのかなというのが分からなかったんで、訓練とか平常時にはどういう形でそれが作り出せるかということであれば、訓練とか家の中をどうするとか、そういう議論になると思いますので、それでいいんじゃないですかね。

○委員長（大平伸二君） 山根委員も言われたように自助と共助というのは発災以前、発災後の話なのかと漠然とし過ぎていてということで、板津委員から御提案いただきましたように、平常時に取り組める自助と共助についてという形で御案内をかけたらいかがでしょうかという御提案を頂きました。

それで皆さん、御賛同いただけますか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。それでは、次に行きます。

対象者について、これは5月16日ですので、新年度の新しい自治連合会の役員の方々となると思いますし、消防団員の役員の方も2年に1度の改選時期で新しくなられますので、自治連合会、自治会、それから各地区の消防の役員の方々の連携も含めて対象者として御案内をかけたいと思っております。

それから、今までも各自でNPOとかNGOも含めて、ボランティアも含めて、自主防災組織もございますので、その辺もちょっと洗い出して御案内をかけたいと思います。

それと、あとは議会だよりも例年どおり5月1日発行の予定ですので、ちょっと時間が迫っておりますが、それで一般公募はかけたいと思いますが、対象者はこれでよろしいでしょうか、ちょっと御意見いただきたいと思っております。

○委員（山根一男君） 本当は一般の方が来てくれるのが一番いいんですけども、なかなか難しいとなれば、ほかに防災士の資格のある人がたくさんいると思うんですけども、そういう人に一斉に連絡する手段はないんですかね。あるいは、もう一つ災害ボランティアサポ

ートという会も30人ぐらいいますので、それはそこで言えばいいだけですけれども、防災士に対するもし連絡が、こういうことができるのであれば、郵送料が要ったり予算が要るかもしれないけれども、一番関心のある人たちではないかなと思うんですけど。

○委員（板津博之君） 防災士については防災安全課のほうでデータを持っているんでしょうけれども、個人情報に当たるので、基本的にはその受皿となっている防災の会というものがありますので、そこへ案内すれば防災の会から各会員に、今は現状40名ほどしかいないかなと思いますけれども、案内はできると思いますので、それでいいかなと思います。

○委員長（大平伸二君） ちょっと僕は把握し切れていない部分で、去年から防災士の資格を取っていただくように防災安全課が大変骨折ってみえて、増えてみえると思うんですけど、取られた方全員が防災士の会に入会してみえないですよ、とありますが、どうですか。

○委員（板津博之君） 私も発起人の一人でしたので、いわゆる防災リーダー養成講座が終わるときに修了者の方全員に対しては御案内はしています。ただ、強制ではないので任意ですので、多分会員自体は今、大分少なくなっていると思いますが、修了者自体、防災士の資格を持っている方自体は200名以上、今可児市に存在はしていると思うんですけど、その方たち全てが防災の会に入っているわけではないので。

だから、その200名の方全員に案内するというわけにはいかないでしょうけれども、防災の会というのは全市的にメンバーが入っているところなんで、ひとつそこに案内をかけるというのはいいと思いますので。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

○委員（山根一男君） それが一番現実的な方法ですけど、結構、地区的に防災安全課が多分把握している、多少はしていると思うんですけど、帷子は帷子で防災士の会があるし、愛岐ヶ丘だけで防災士の会を今つくろうとしているし、結構いろんなところで……。市全体の大きな組織ではないけれども自治会の費用で、大元はこっちでしょうけど、防災士になっている人が多い。

若葉台もあったんですけど、今ちょっと休眠ですけども、そういうのも情報があればそこに連絡していけばより多くの方がカバーできるんじゃないかなと思いますけれどもね。そのときになってからでもいいですけど。

○委員長（大平伸二君） 今、山根委員と板津委員からまた御提案いただきまして、防災士の会、防災士のほうにも案内できる場所は案内していったら、対象に入れたらどうかという御意見なんですけど、その対象者でよろしいでしょうか。

○委員（山根一男君） 災害ボランティアサポートというのが、これはどちらかというと発災後を中心に活動していますけれども、災害に関しては興味のある人がいるんで、例会とかでもし、毎月1回定例会をやっていますので、チラシでも渡せば数人は来てくれるんじゃないかなと思いますけど。

〔発言する者あり〕

○委員長（大平伸二君） それなら御案内していただければ。

おおむね、今お話しいただきました組織、今出していただきまして、そこへちょうど山根委員もボランティア組織のメンバーだということで御案内いただいて、報告会に来ていただくという、各自でまた皆さんに声をかけていただければ。

○委員（板津博之君） 従前どおり、チラシは今回それぞれ常任委員会でやるんですけれども、チラシの形態が、恐らく開催日も違うので、一つの様式に全部所管の総務企画委員会、建設市民委員会、教育福祉委員会と。要は、そのチラシの回覧というか、従前は自治連合会さんにも配っていましたが、それはやるんですもんね。昨日の公聴部会でもそんなような話だったと思うんですけど。

○委員長（大平伸二君） 昨日の公聴部会、僕は出ておりませんので、チラシについてまだ正直なことを言うとしっかり把握しておりませんので、大変申し訳ないんですが。

○委員（板津博之君） いずれにしても、自治連合会に下ろせばそこから単位自治会なり各自治会の自主防災会にも下りていくと思いますので、チラシでの案内というのは多分これは絶対やったほうがいいと思いますので、そういう意見です。

○委員長（大平伸二君） まずもって、これであと細かい内容については作成していきますし、対象者も御協議いただきましたので、案内文についてもこれから取りかかっていきます。当日は本当に皆さんが主役ですので、御協力をお願いしたいと思います。

これで進めたいと思います。御異議ございますか。

〔挙手する者なし〕

よろしくをお願いします。ありがとうございます。

この件に関してほかに御意見があればお聞きします。

○副委員長（勝野正規君） 先ほど事務局長が提案してくれたことは私も賛成なんですけれども、多分、今回テーマというのは防災について、サブテーマとして平時における自助・共助についてになろうかと思えます。

それで、行政の取組というのは、だから我々の議会報告会なので、我々が勉強してそこで20分や30分やるわけじゃないから、だからその辺をかいつまんで地域防災力向上事業補助金とかこの間の液体ミルクの話とか、その辺の取組を我々がしていけばいいのかなと思っております。

それと、あと委員長、やっぱり事例発表があるとちょっと盛り上がるんで、そこは桜ヶ丘に何とかやっていただけるとありがたいと。もしやれなかったら、手前みそですけども、熊本震災で、議場でやったやつをやってもいいかなと思っておるぐらいです。以上です。

○委員長（大平伸二君） まだ、これからフォーマットのほうは詰めていきたいと思えますので、またいい御意見がありましたら。

先ほど事務局長が言われたように、公助の部分のところはグループワークに入ったときに委員会の方々がしっかり市民の方に説明していただくこと。

今回に関しては、進め方として、最初、副委員長が言われたように、議会のトピラで今まで予算等々を説明しておったものがないので、委員会主催ですので、委員会の方々が

その取組について説明していただくということになるかと思いますが、そういう方向性でいきたいと思います。よろしく御協力をお願いいたします。

それでは、この件に関しては終了してもよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

ありがとうございました。

ちょっと長引きましたが、続きまして、高校生議会の意見書の取扱いについてを議題としたいと思います。

2月5日に開催された高校生議会で発議された意見書のうち、第1号の公衆フリーWi-Fiの環境整備に関する意見書について、当委員会で協議するように議長より指示がありましたので、御意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○副委員長（勝野正規君） 高校生議会の意見書ということで、議会に提出されたので重きに置いて受け止めますけれども、実は私、この間一般質問で公民館のところをやったときに、公民館にフリーWi-Fiの設置ということを担当へ行って相談したんですけども、それは反対されました。

なぜかという、全部やるという、多額な費用がかかるということと、そこへゲームだけやりに行くとか、そういうたむろするような人が逆に集まっちゃうから積極的にやらないよという話で、何年後かは分かりませんが、現時点ではそういう意見だったんで。

それと、まず今の現行の学校、高校でもいいや、可児高校にもそういう施設が、フリーWi-Fiが設備されていないということでもどこまでやるかという。ここの委員会として協議していくんだけど、今、私は今後に向けて逃げの答えですけど、共有しながら検討しておきましょうというぐらいにとどめておいたほうがいいと思っております。

○委員長（大平伸二君） ほかに御意見は。

○委員（山根一男君） 今でも何か所かは始めますよね、たしか。

ただ、高校生たちが発案ですので、彼らがやっぱり勉強したりするようなところを特に考えていると思うんですけど、子育て健康プラザ マーノはないですよ。やっていないね。

だけど、今時代は本当にこれが当たり前になってきていますので、私も1回一般質問で2年ぐらい前にやりましたけど、そのときもほとんど相手にされていないような状態でしたけれども、他市の状況も踏まえて。あるいは、もうこれは課題にして、ちょっと残り少ないですけど、他市の事例なんかを見るときっと学習できる環境の中にWi-Fiというのは結構大事になっていますので、もうちょっと取り組んで……。取りあえず委員会で取り組むというような方向があると思うんですけど、いかがでしょうかね。

○委員長（大平伸二君） ここでというより、調査研究をして取り組んでいくという形がいいのかなと思っています。

○委員（板津博之君） 委員長、せっかく資料があるので御説明をお願いします。

○委員長（大平伸二君） 今、事務局の林君に用意していただきましたが、次の議題なんですけれども、委員会の視察の件で林君に入手していただいた情報の中で、三重県のいなべ市が

公衆W i - F i、それも高校生が発案したものでフリーW i - F iを設置したという事例がございまして、今回の高校生議会の発案、うちのもので、視察した上で協議して回答を出していこうという形がいいのかなと思っておるんですが。

ちょっと話が前後しますけれども、これはいなべ市がもうやられてみえますので、それを視察して、その視察の上で今回の可児高校生の発議に対しての回答を導き出していこうかなと思っていますが、この御提案は御審議願えませんかね。

○委員（山田喜弘君） 行くのはいいと思いますけど、これは年度を超えて行くのか年度内で行くのかだけ、どうですかね。

○委員長（大平伸二君） 本来、本当は年度内というのがあれだったんで予算のこともあるんですが、もう年度内というのは大変日程的にも厳しいので、先方の問題もありますが、本当はもうたたき台を林君が、ちょっと提案いただいていますので……。

〔発言する者あり〕

ちょっと厳しいかと。それに、今コロナの関係もありまして、4月というのも実情、本当にこの状況で押しかけていくというのもありますので、向こうのことももちろん。一応、4月頃ということで検討はしておるんですけども、この状況は何とも言えませんものですから、今すぐ4月というわけにも3月の末というわけにもいきませんが、何とか収まって、それで委員会の8月、7月、それまでの間に収まれば早めに行きたいという形で皆さん御了承願えたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

なら、御審議願いましたんですが、高校生発議の第1号の公衆フリーW i - F iと視察の件を絡めて、高校生議会の発案については調査研究をしていくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。助かりました。それでは、この件に関しては終了いたします。

以上で、本日の予定の案件は全て終了しました。

そのほか何かございましたら、御意見を。

〔「ありません」の声あり〕

発言もないようですので、これで総務企画委員会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後3時22分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月11日

可児市総務企画委員会委員長